

月形町地域おこし協力隊（社会教育担当）募集要項

月形町は、北海道空知管内の南西部に位置し、札幌市との距離は45kmで、車で約1時間のところにあります。月形町は、明治14年に北海道で最初の国立の監獄「樺戸集治監」が設置されたことによって拓かれた町です。基幹産業は稻作を中心とした農業で、メロン、スイカ、かぼちゃ、ミニトマトなど果菜類のほか、切り花の産地でもあります。

自然豊かなまちには、月形樺戸博物館にある本田明二ギャラリーや廃校を利用したツキガタアートヴィレッジなど歴史と文化、芸術が息づく拠点があります。このような環境の中で、地域の文化・芸術を育てる担い手として一緒に協力して貰える方（社会経験を持つアーティスト・クリエーター）を募集します。

この地域おこし協力隊の活動終了後、月形町内において就労又は起業して定住する意欲のある方々の応募をお待ちしています。

1 募集人員 1名

2 勤務地 月形町内

3 活動内容

以下の活動を実施します。

（1）社会教育事業に関する業務

- ・子ども会リーダー研修会の運営
- ・幼児、小学校、中学校、高等学校、一般の芸術鑑賞開催業務
- ・町民文化祭の企画運営
- ・その他社会教育事業に関する運営

（2）ツキガタアートヴィレッジとの連携業務

- ・施設を活用した芸術文化に関するPR活動
- ・展示会やイベントの企画運営（壁画アート・マップ作製、ツキヴィ芸術祭）
- ・自身の創造性を活かしながら、まちの文化芸術の価値を高め地域へ発信していく活動（町民対象のアート教室、福祉アート教室、各学校の外部指導、道の駅商品開発）

（3）その他社会教育に関する業務

4 募集対象

（1）（2）のいずれかに該当し、（3）から（9）までの要件を満たす方を対象とします。

（1）総務省の制度に基づき、三大都市圏の都市地域または地方都市（条件不利地域は除く。）に住所を有する方で、採用後に月形町に住民票と生活の拠点を移すことができる方

- (2) 既に他地域で「地域おこし協力隊員」として同一地域における活動が2年以上、かつ解職から1年以内であった方
- (3) 社会教育事業に興味のある方
- (4) 小さな町づくりに関心があり、地域住民と積極的にコミュニケーションをとり、地域を元気にするために精力的に活動できる方
- (5) 年齢22歳以上の方
- (6) 普通自動車免許を取得しており、日常的な運転に支障のない方
- (7) 傷害保険及び個人責任賠償保険又はこれらと同等の保険に自身で加入し、活動中に怪我等があった場合、当該保険を充てることを承諾できる方
- (8) パソコンの一般的な操作（ワード、エクセル、インターネット等）ができる方
- (9) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当せず、業務を行うことができる方
 - ・地方公務員法第16条
 - ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその施行を受けることがなくなるまで
 - ②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

5 任用形態及び期間

- (1) 月形町から委嘱を受け、個人事業主として活動していただきます。
- (2) 業務は、4月1日から翌年の3月31日までとしますが、業務の期間がずれる場合には別途ご相談させていただきます。年度更新により最長3年間委嘱します。
- (3) 活動場所は、ツキガタアートヴィレッジになります。

6 待遇及び福利厚生等

- (1) 報酬の額は、月額291,500円（国民健康保険等自己負担分を含む）となります。
- (2) 雇用の形態ではなく、委嘱となります。健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害保険は適用されません。
- (3) 隊員としての活動実績が1年以上で条件を満たす場合、起業等支援補助金の交付を受けることができます（1人につき100万円まで、10割補助、1年度限り）
- (4) 活動に支障のない範囲での副業は可能です。

7 月形町地域おこし協力隊活動助成金交付について

「3 活動内容」に記載のある活動を行うに当たり、月形町地域おこし協力隊活動費助成金交付要綱に基づき、活動に要する経費を上限200万円まで助成します。また、助成を受けるためには、町の審査がありますのでご留意ください。

- (1) 委嘱期間中は、住宅はご自身で契約し入居していただいきますが、家賃については助成金を交付します。ただし、入居手続きや家具などの日常生活用品、光熱水費、町内会費や町への転入に伴う交通費、引っ越し費用は助成金の対象外です。
- (2) 地域おこし協力隊の活動に必要となる車両は、自家用車（任意保険加入）の使用を基本とします。
- (3) 活動に係る宿泊や移動などの旅費、外部人材の招へいに要する経費、住民や関係者との意見交換会や活動報告書等に要する経費、活動中に必要となる研修や資格取得等に要する経費、その他地域おこし活動のために町長が必要と認める経費等は助成金交付の対象となります。
- (4) 備品（パソコン・カメラなど）の購入は助成金交付の対象となりません。ただし、賃貸借（リース）の場合は助成金交付の対象となります。

8 サポート体制 月形町教育委員会に相談者を配置します。

9 応募手続き

(1) 提出書類

- ① 月形町地域おこし協力隊応募用紙
- ② 現在の住民票の写し（1ヵ月以内のもの）
- ③ 普通自動車運転免許証（両面）又はマイナ免許証（マイナポータル内の運転免許の登録情報）の写し
- ④ 健康診断書（労働安全衛生規則第43条で定められている検査項目）
- ⑤ 傷害保険証券写し

(2) 提出方式 郵送もしくは持参

(3) お問い合わせ先・提出先

〒061-0514

北海道樺戸郡月形町字知来乙264番地2

月形町総合体育館内

月形町教育委員会

TEL 0126-53-3443 FAX 0126-37-2136

E-mail syakyo@town.tsukigata.hokkaido.jp

10 募集期限

令和8年3月16日（月）

11 選考

(1) 第1次選考

書類受付後、書類審査をし結果を2週間以内に選考結果を文書等で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に面接を実施します。日程、場所等の詳細は1次選考結果の通知の際にお知らせします。

(3) 最終選考通知

選考結果は、速やかに第2次選考対象者全員に通知します。

(4) その他

- ① 応募に係る費用（書類申請、面接に伴う交通費等）は全て応募者の自己負担となります。提出された書類は返却しません。
- ② 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。
- ③ 提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。